



携帯 QR コード

会報誌 **有縁千里**

うえんせんり Vol.24

今回の特集

- ・サービス介助士
- ・口座凍結をご存知ですか？
- ・家族葬を考えよう～そのメリットデメリット～
- ・成年後見人制度の基礎知識

 **西村交益社**
株式会社
<http://www.koekisha.info/>



20001384(01)
JISQ15001:2006準拠



ISO9001 認証取得 株式会社
JECIA
★★★★★ 認定



安心のサービスの質をマーク

この春、消防団を寿ぐ退団しました。十九年あまりお世話になりました。私が入団した頃は、四十歳を過ぎ厄年の頃には、後進に道を譲るのが普通でした。入団当時は、十二年もすれば退団できると考えておりました。けれど慢性的な定員割れが続き、気が付けばこんなに長く在籍することになりました。

若輩の頃は、自由の意味を履き違え、中味もわからず老荘思想などに憧れておりましたから、制服とか礼式とかには中々馴染めず、敬礼の練習などの軍隊や規律を想像させるものには、嫌悪感すら感じておりました。訓練を真面目にしたとも言えず、さらに、訓練後に車庫で行われる懇親会も、話題といえば、ゴルフと車と町の情報...どれも興味のなかった私には、今だから申せますが、聞いているだけでも苦痛でした。

けれど、振り返ってみると、消防団で学んだことは少なくなかったと感じております。消防団は、年代も職業も違う社会人の集団です。そういう人間が地域を守るために組織を構成しております。消防団に在籍したおかげで、二十代の若者から七十代の長老まで、地域の方々と親しくなることができました。その人達は私の財産です。お互いの仕事を知り、違う世代の考え方を聞け、ビジネスだけでは学べない社会勉強をさせてもらいました。

また、現代の地域社会では、消防団に代わって地域を守ることの出来るような組織は存在しません。そこに所属することにより、自分の生まれ育った地域を守るといふ仕事を与えられ、知らず知らずのうちに、そういう役割を頂いた誇りと気概と使命感を感じるようになります。そして、そう考えると、安全で組織を機能的に動かす為には、無意味であると感じていた礼式訓練や操法大会の、意味と必要性が理解できるようになります。もちろん懇親会も...どうやら人生の中には、意味のないことなどないようです。

いつもとは違う優等生?的な文章になってきました。とは申せ、退団しての最大の課題は、どんな理由で飲み会を開催しようかということ。一緒に退団した同級生達と、毎日頭をひねっております。これまでは「消防に行ってる」と言えば、月に二回は友人達と心置きなく飲めたのですが、現在は出かけるにも、カミサンたちに示す大義名分が必要なのです。まあ、もっとも、カミサン連中には、とっくに見透かされてはおりますが...なんと言われようとも、大人の人生には、潤滑油と大義名分がなければ、男の活券にかかわるのです!...拭けば飛ぶような活券ではありませんが...

不要の方はお手数ですが下記迄ご連絡ください。今後一切送付しないよう致します。TEL 079-662-5909



■ サービス介助士

「介 護」と「介助」の違いをご存知ですか？

「介護」は、支援を受ける人の意思がまったく反映されないとは言わないまでも、その人の意思がなくても判断され、支援されることです。例えば、入浴や食事、排泄などといった生きていくために必要な日常生活の行動が、自分ではできない人への支援ということになります。言い換えれば「残存機能の維持」のための支援であり、ADL（日常生活動作）を保障するための支援と言えます（もちろん介護の世界でも、QOL（生活の質）に配慮していないわけではありません）。

これに対して「介助」は、ADL（日常生活動作）は基本的には手伝い不要であるけれども、QOL（生活の質）の向上のために必要な支援と言えます。

QOL（生活の質）は加齢や障害を持つことによって低下します。生活の中で物事の達成感を味わったり、コミュニケーションの輪を広げたり、社会との関わりを持つためにはQOLの向上を目指す「介助」が必要になります。

この「介助」のお手伝いをする資格に、サービス介助士があります。これは、高齢な方やお身体の不自由な方が、安心して社会参加できる環境を整えるために、お迎えする側がさまざまな人を受け入れるために必要となる「おもてなしの心」と「安全な介助技術」を学ぶ資格です。現在では、運輸業・小売業・観光業・レジャー産業などサービス業を中心に多くの企業でサービス介助士が育成され、住みよい社会づくりが進められ始めています。また、大学や専門学校講座にも取り入れられており、全国で既に約6万人（二〇〇九年十月現在）が資格を取得しております。

葬儀会館へは、高齢者やお体の不自由な方など、様々な方が、会葬者としてお越しになります。車椅子が必要な方も増えてきました。会館には車椅子は常備しておりますが、車からの移動など、どのようにお手伝いをすればよいか、実際の介助技術やおもてなし方法が、私達にはよくわかっておりませんでした。

そこで弊社では、このサービス介助士の資格を、全社員が取得することを目指して、昨春秋より勉強を始めました。現在では正社員・パートのほぼ全員が資格を取得しました。会館でより快適に過ごして頂けることが、大切な方を送る一助になれると、考えております。資格取得者は、少しずつ色の違うブルーのハート四枚と白のハート一枚で作られたバッジを胸に着けております。優しさのしるしから皆様との会話が生まれたら、これほど嬉しいことはありません。バッジを見かけたら、どうぞ声を掛けてください。



第六回有縁会報告

二月十八日午後より、つるぎ会館にて第六回有縁会を「人生の終わりに必要なこと」をテーマに行いました。左記はその内容の要約です。

第六回有縁会より

「口座凍結をご存知ですか？」

旧馬信用金庫職員 西村建次郎

1:「口座凍結はいつからするか」

預金者が死亡した事を知った場合、預金口座に
入金停止の措置を行います。

金融機関が知った時といつのは、

① 相続人さんから届け出があった。

② 預金者が死亡した事を新聞等に掲載され確認
をした（これはあくまでも故人を金融機関が
特定した場合という事で、例えば「亡くなら
れた方」と、同姓同名という場合もあります
ので、新聞に掲載された時点で全員の方の口
座をすくすく凍結するということではありませ
ん）

③ 事件・事故で預金者が死亡した事を金融機関
が知り得た場合。④ 涉外係、担当者が、預金
者の死亡を知った場合・・・などがあります。

お客様のの中には、死亡届を出した時点で市役所か
ら金融機関に通知が行って、すぐに口座凍結される
と考えておられる方もあるかと思いますが、死亡届
を出した時点で市役所から連絡される事はありま
せん。

2:「口座凍結を解除するには」

亡くなられた方の預金は法的には「遺産」という
形になり、相続人全員の共有財産となります。その
ため、相続人全員の同意が必要となります。信用金
庫では遺産分割の協議前・協議後という、相続の依
頼書があります。遺産分割協議は、どの遺産を誰が
どのくらい取得をするのか話し合う事です。そして
それらを明確に記したものを、「遺産分割協議書」
と言います。書式に決まりはありませんが、話され
た協議内容と署名についての押印が必要となりま
す。

しかし遺産分割協議書を作成されるお客様は少
ないです。遺産分割協議書を作成されない方につき
ましては、遺産分割協議前での相続を行っていま
す。相続人の中から代表相続人という形で1人選ん
でいただき、遺産と亡くなられた方の預金を、代表
相続人の方の口座に移します。それから相続人さん
で話し合っ、分けていただくという形を取りま
す。遺言書がある場合には遺言書が優先されますの
で、これに従って財産を分けることとなります。

3:「相続に必要な書類」

① 依頼書 相続人全員の住所・氏名を自署してい
ただき、実印を押印してもらいます。
② 除籍謄本及び戸籍謄本 亡くなられた方が死亡
し除籍された事、及び全員の相続人が確認出来
るもの。除籍謄本・戸籍謄本で確認が出来ない
場合は、「改製原戸籍」という謄本も必要となり
ます。

③ 相続人全員の印鑑証明が一通ずつ。(手続きの三
カ月以内の物) 未成年者が相続人の場合は、不
要となります。

④ 亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカー
ドや出資証券等 もし、亡くなられた方の通帳
や証書が無い場合、相続人さんで紛失届を出し
ていただき、相続することが可能。

※ マル優関係の商品で、マル優が設定された場
合、マル優・マル特の廃止申告書、相続人のマ
ル優・マル特の請求書も必要。

相続に関しては書類が多く必要になってきます。
これだけの書類が必要な理由は、相続人の方が勝
手に預金を出してしまわないように、必要なので
す。例えその方が相続人の一人とはほとんど面識
が無くて、「財産について口を出される覚えはな
い」と思われていても、戸籍上名前が記されてい
るならば、その方は法定相続人ということになり

ます。テレビでよくありますように「勝手に引き出した」と言っても、身内同士でもめるケースもござい
ますので、きちんと相続人に確認をした上で、相続
手続きを行っております。

4:「葬儀費用の前払いについて」

原則として、相続人全員の連署による依頼書
(葬儀費用)が必要となります。先ほどご説明させ
ていただきましたように、相続に関して揃えていた
だく書類とほとんど変わりません。ですから葬儀費用
の一部支払いというのは取り扱いが少ないというの
が現実です。

例えば、葬儀費用ですべてにお金が必要な場合もあ
るかと思えます。その時に相続人さんの一人が遠方
にいらっしやいますと、すぐに署名と押印が出来な
いという場合は個別に対
応させていただきます。

ので、ご相談ください。
葬儀費用の支払いに関
しまして、「葬儀費用の
領収書等」というのが
ありますけども、これ
はお支払させてもらっ
た分の費用の使い道を
確認出来る資料です。
お寺への支払いで、



お寺さんによっては明細が無い場合という事もあ
りますので、その場合も別途対応させていただく
という事になりますので、ご相談いただければと
思います。

5:「誰が相続人になるのか」

相続人になる順位は民法で定められています。

例えばご夫婦で暮らしていて、配偶者がお亡くな
りになった場合(ここでは夫)奥さまが必ず相続
人になります。子供さんがいる場合では、相続人
は妻と子供になります。それが第一順位です。夫
が亡くなられて子供さんが長男・次男・長女とい
う形で3人いらっしやいますと相続人は妻・長
男・次男・長女の計四名になります。

このご夫婦に子供がいらない場合は、妻と夫の親
が相続人になります。これが第二順位になります。
この場合、相続人は妻、あとは夫の父・母の計三
名になります。

子供も親もおられない場合は、妻と夫の兄弟・
姉妹が相続人になります。これが第三順位になリ
ます。夫の親もすでに亡くなられ、夫にお兄さん・
お姉さんがいる場合です。その場合は、妻と兄と
姉の計三人になります。

ここに示したものは、分かりやすい例として挙
げていますが、実際には複雑になるケースもある
かと思えます。その場合は信用金庫の職員に、相

談をいただければと思います。このような手続き
の流れは但馬信用金庫共通のものではありません
が、お客様の中にはそれぞれ事情が異なりますよ
うし、中にはやむを得ない事情というのものもあ
るかと思えます。その場合は、出来る限りの対応さ
せていただきますので、ご相談いただければと思
います。

Q & A

Q:「葬儀費用の一部前払いについて」ですけど
も、領収書があるという事は、誰か負担をされ
ましてお支払いになって、その後にはですか。

A:そうですね。また、見積書がありましたら先に
お出しするということになります。

Q:遺産分割前に集める書類と、葬儀費用の一部
前払いについて集める書類がいつしよという
事は、同意書が集まれば、遺産分割前に、先に
相続するほうがいいという事ですか？

A:そうですね、相続をされたほうが手取り早
いというのが正直言っておりますので、葬儀費
用の一部前払いについては本来に取り扱いが
少ないというのが事実ですね。

Q:相続に関してご用意する書類の中の、遺産の
生まれた時から死亡するまでの継続した戸籍
謄本、これはどういう意味ですか？ 本人だけ
じゃなくて、その親からのということですか。

A：そうですね。相続人さんになられる方です。

5番目にシシメで説明させていただきました
「誰が相続人になるのか」という事です

けども、例えば子供さんがいらっしやらない場合は、亡くなられた方の親が相続人になりますので、そちらの相続人さんが分かるような、謄本が必要です。

Q：それは割と分かるんですけども、今高齢化していますと、本人のご両親はすでに無く、子どもが無く。そうすると甥や姪になるわけでしょう。

この本人の兄弟の子供。そうしましたら、ここまでの戸籍謄本が全部揃っていませんと・・・

A：そうですね。必要になります。

Q：それからもう一つ、2番の、改製原戸籍とはどういう意味ですか。

A：戸籍法が改正されると、それまで使われていた戸籍は閉じられ、新しい様式の戸籍へと書き換えられることとなります。このときの、「書き換えられる前の古い戸籍」のことを『改製原戸籍』といい、改製が行われた役所で保管されることとなります。※正式な読み方は「カイセイゲンコセキ」ですが、「カイセイハラコセキ」または「ハラコセキ」とも呼ばれます。つまり、戸籍の改製が行われると、それまで「現役として使われていた戸籍」は「改製原戸籍」と名称を変えて保管され、改製されて新しく作り変えられた戸籍（現在戸籍）は「現役の戸籍」として利用されることとなります。



つまり、戸籍の改製の前後をキッカケに、二通の戸籍が誕生するという事です。相続手続きでは、必ず改製原戸籍謄本を取らなくてはなりません。その理由は、「改製前に除籍された人（死亡した人や結婚した人など）の記載や、改製の時点で法律的に有効でない事項（離婚、認知、養子離縁など）は、改製後の戸籍に記載されない」という取り扱いがされているからです。簡単に言ってしまうと、「改製前の古い戸籍に書かれていた内容が、改製後の新しい戸籍に完全に書き移される訳ではない」ということになります。そのため、改製後の新しい戸籍を見ただけでは、「どの事項が書き移されなかったのか？」を判断することができません。つまり、改製後の新しい戸籍だけでは、相続関係が判断できないということになります。戸籍の改製が行われた場合は、必ず「改製原戸籍謄本」を取得して、相続人に漏れがないか確認する必要があります。

第八回有縁会より

「家族葬を考えよう！」

～そのメリット・デメリット～

フューネラルシンポジウム講師

冠婚葬祭コンサルタント 戌亥正三郎

「世界中、冠婚葬祭、特に結婚式とお葬儀は、全部宗教行事です」

日本には今、大きく分けて三つの宗教があります。仏教・神道・キリスト教です。

仏教は十三宗。神道（しんとつ）には、二つございまして、よく鎮守さんとか申しておりますけども、神社神道。もう一つは、教派神道。それからキリスト教。プロテスタントとカトリックがあります。お葬儀に関して、私は「主役が四人おられる」とよく申し上げるんです。一番は亡くなった方、故人ですね。二番目が喪主。三番目が宗教者。四番目が葬者。では、この主役の中で最も主役は誰か。ご葬式に関しては、宗教者なんです。これは世界一緒なんですよ。結婚式も宗教行事です。今日来られている、ほとんどの方の結婚式は、神さんか仏さんがキリストさんの前で挙げられたん違いますか？なぜか？一番大事な契りを結ぶ結婚式というものは、絶対者の前で結ぶものなんです。絶対神の前で契りを結ぶから、本当の契約になるわけなんです。そういう事で結婚式も必ず宗教行事になっております。

「お葬儀、それは人が亡くなった時、その方の冥福を祈り、最後のお別れをするための儀式(儀礼)です」

お葬儀は誰のために行うのか。

①「故人のため」②「家族のため」③「友人・知人・関係者のため」に行うものです。お葬儀は決して亡くなった人だけのものではありません。では、なぜお葬儀をするのか?お葬儀をする事が皆さんのお気持ちでして、人の「思い」というのがものすごくあると思うんですね。「身は父母の遺体なり」儒教の有名な言葉です。

自分の身はお父さん・お母さんから貰った。遺体というのは死体の事じゃなくて、遺された体と書くんですね。自分のおじいちゃん・おばあちゃん・お父さん・お母さんというのは、代々続いてきたものですよ。父母、その上の祖父母を送る思いというのは一番大事です。お葬儀というのはもつ永遠に帰ってこない旅への旅立ちなんです。そのときの家族、残された方の「思い」・・・それが現代はね、段々と無くなっています。今東京では、病院から焼き場へ行く直葬が三四%なんです。病院で死亡即焼き場。お葬儀も何も無い。お葬儀が無いんです。それから、宗教者もいら無い。でも「亡くなってるから二四時間は焼いてはいけ無い」という法律がある。病院から即焼き場へ持っていけないんです。だから「一時預かり」があるんです。品物と違いますが、遺体の一時預かり。専門業者がいるんです。棺代や花代、保管料で、一五万、二〇万、三〇万取られるんですけれども、もちろん宗教者も来ませんし、ほと

んど身内も来ないですね。

「冠婚葬祭は」礼によって始まり、礼によって終わる」と言われています」

じゃあ礼とは何か、礼儀って何か。子供さんが物心付いたら、親御さんが「いただきます」「ごちそうさま」「おはようございます」「こんちは」「ありがと」「さようなら」と教えますね。これから礼儀が始まるんです。ご飯を頂く時、お米一粒でも残したら怒られました。必ず「いただきます」「ごちそうさま」を言う。言葉にはみんな意味があると、おじいちゃん・おばあちゃんが教えてくれました。「いただきます」が一番大事なんです。仏さんは額(頂き)が一番大事。我々もここが一番大事。ここを「いただきます」と下げる、そして「ごちそうさま」、いろんな人が手をかけてくれる、そういうところから子供も教えられた。目上を立てる、おじいちゃん・おばあちゃんを大事にする、礼儀ですね。こういう事が出来ていたら、結婚式だってお葬儀だってお乱れないですよ。

今後の有縁会の予定

第8回予定

▼タイトル

「孤独死・孤立死を防ぐために」

▼講師

キーパーズ代表取締役

吉田太一氏

(日本初の遺品整理会社社長)

▼日時

7月11日(日曜日)14時～

「家族葬とはどんなお葬儀なのか?」

一般のお葬儀と大きく異なるのは、参列者についての考え方です。友人・知人・関係者に声をかけないで、家族と親族だけで行うか、故人と本当に親しい人だけに来ていただくという形です。基本的には一般の葬儀と大きく変わる事はございません。密葬と家族葬を混同しないで下さいね。「密葬」という言葉を使ったら、必ず後に本葬が行われなかったらいかんですよ。

有名な俳優さんが亡くなりましたら、「家族と供に密葬を済ませました」と、新聞に載りますね。「なお、お別れ会については、後日お知らせします」と続きます。密葬という言葉を使ったら、必ずあとにお別れ会か本葬があるということなんです。お隣の京都では家族葬と共に、香典辞退が九十%です。歴史ある、いにしへの都のお葬儀が、日本国中で一番、簡素化されています。京都はお焼香が済んだら、ほとんど帰ってしまいます。お見送りをする時、家族しかいない。焼香も一般焼香が先です。家族があとなんです。変ですね。家族葬といういい名前のためにですね、よばない人が出てくるんです。本来よばなければいけない人まで、よばなくなってしまう。香典辞退も多い。「香典貰ったら、処理が邪魔くさい」「みんながやっているから」その結果どうなるか。人の繋がりが無くなっちゃうんです。何か理由があるから家族葬。よぶ人が、家族と本当にその周辺の人しかいないから家族葬とい

うのはいいんですけども、無理やり家族葬にしてしまうがために、大切な人もよばないというような葬儀が今、日本国中に増えつつあるんですね。それがいつの間にか、直葬になっていくんです。後の付き合いを、考えたうえでやっておられるか。その時だけ良かったらいいと、そういう家族葬というのは私は断固として反対ですね。

「お葬儀は、お葬儀という一つの儀式をもって、参列された方が、命の尊さを知る事」

私はよく、宗教者の方とお話しさせてもらいます。「お葬儀は何のためにするのか」聞いてみますとそうおっしゃいます。葬儀に参列した時に何を感じるか。いずれ自分も死んで行く。今は人さまのお葬儀に参列しているけど、いずれ自分も亡くなるという事に気付く。命の尊さを知る。宗教者を通して神の教えを聞く、仏さまの教えを聞く。そのためにあるんですよ。私は「お通夜でも、お葬儀でもいいから、参列されている方に、命の話や尊い教えを聞かせて下さい。」とお願いをしています。宗教者の方には、亡くなった人を弔うと同時に、生きている・苦しんでいる我々を救ってもらわないかん。そのきっかけがお葬儀なんです。そうするとお葬儀は、行く値打があるものになるんですよ。

「家族葬は現代における新しい考え方の葬儀です。いいところもありますが、この社会に馴染んでいない部分もあります。」

だからこそ、いろいろな事に注意をして、お葬儀を進めていかねばなりません。家族葬が駄目だと言うんではないですよ。事情があつてならいいですけど、何でもかんでも家族葬では駄目なんです。事情に合わせたお葬儀は、やっても良かったらいい。その名前に隠れて人を呼ばないとか、そういうことを避けてもらいたいなと思っております。お葬儀は人生の最後を締めくくる大切な儀式です。たった一度のやり直しのきかない儀式です。葬儀はこれで終わるんじゃないんですね。残された者にとっては初めての儀式になるんです。ここからまた次のお付き合いが始まる。おじいちゃん・おばあちゃん・お父さん・お母さんの葬儀に、それをやっとなかないかわけですよ。それを子供・孫は見ていますよ。子供や孫は親の言う事を聞くんじゃないんです。親のする事をするんです。ですから、自分がもしもの時、どんなお葬儀がいいのかを、今、両親や祖父母の葬儀でやっておくべきなんです。

エンディングノート等に「お葬儀はこうしてくれ」と書くのが流行りです。でも、残された人が困るんですよ。お父さんがそういうふう書いていたから、そういうふうにやった。死んで行く人はそれでいいですよ。残された人は、どうでしょう。いい書き方は「お前に任せる」「お前がいいよつな葬儀

せえ」です。商売をしている方もあれば、まだこれから人様とお付き合いをせないかん方も、沢山あるわけです。それを喪主さんに任せたらいい。いろいろ書いたら、後の人が迷惑がる。子供さんにとって、またはお孫さんにとって後々幸せになって行くような葬儀を、してくれと言う。それが密葬なのか、家族葬なのかを考えていただく。直葬もそりゃあ考えて。直葬をして、子供さんとかお孫さんが、「ああ、ええ葬儀やな」と思われるなら、それでいいでしょう。一体どんな葬儀が一番、子供さんやお孫さんにとっていい葬儀かという事を考えて、お葬儀をしていただきたい。その中に、家族葬が入ってもいいと、そういうふうに思います。



第六回有縁会より「これで安心、成年後見人制度の基礎知識」 講師：税理士鈴木和宏

成年後見制度とは「判断能力が不十分な人に対して、保護し、支援する制度」です。又、成年後見制度には「判断能力が不十分なので、保護・支援をする」法定後見制度と「判断能力のあるうちに判断能力が不十分になる将来に備えて後見人を決めておく」任意後見制度の二種類があります。主な後見人のしごととは、預貯金の預け入れ、払戻し、通帳や大切な書類の保管、行政上の手続き、不動産の管理・処分などの財産管理や福祉サービスや施設との契約、入院・入所の手続きなどの身上監護などがあります。後見人のしごとに含まれないことは保証人や身元引受人、医療・手術の同意など死後の事務（葬儀を出すことなど。）毎日の買い物や介護などをすることです。申立ての際には注意事項が何点かあります。申し立てできるのは四親等までです。申立ての準備として本人の状況把握、申立人や後見人等の候補者の検討、診断書の作成をせねばなりません。申し立ては申立人が本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。手続きにかかる費用は以下の通り。

- ①後見用診断書 3,000～10,000円 ②戸籍謄本・住民票発行手数料 2,000～5,000円
③申立手数料 収入印紙 800～2,400円 ④登記手数料 登記印紙 4,000円
⑤郵便切手 4,000～5,000円 ⑥鑑定費用（鑑定がある場合のみ） 30,000～150,000円

後見人が同居していない、近所にいない等普段の様子が判らない場合、定期的に訪問などする契約をしておく。それによって、判断能力が低下したかどうかの確認が出来る見守り契約というのもあります。

任意後見の手続き時

「どういう内容を任せるのか」あらかじめ登記しておくといいでしょ。

参加者の皆さんは大変熱心にメモを取っておられ、終了後の個別相談も希望がたくさんありました。制度に対する関心の高さや、実際に制度を利用されている方の多さに驚きました。

*成年後見人制度の当日の資料（レジユメ等）ご希望の方はTel079-662-5909までご連絡下さい

Q&A

Q:「年に1回は行政的に、後見人には報告の義務があるとは、ということなのでしょうか。」

A:「報告の義務の内容ですね。財産目録をまずは作ります。不動産の数字がこれだけありますよ、年金の収入はこれだけ等、財産の管理を主に報告する義務があります。勝手に使ってしまったら困りますので、そういう意味でそういう報告の義務があります。」

「例えば、不動産を売ってしまうという場合がありますよね。その時はその都度出します。認定を受けないと、勝手に財産の処分は出来ません。又、アパートの収入がある場合。もう収支が悪くて売ってしまったほうが楽や、いうケースもあるわけです。そういうケースは、家庭裁判所にですね、申し立てをしてOKだったら、売れる。というケースもあります。」

松谷則子著 「優しさに包まれて」

新日本文芸協会 一五〇〇円（税込み）

「西村さん、うちの孫娘、カーネギーホールでピアノ演奏したんや」「へーすごいですね!」「孫は左手がないんや」「この本な、孫の母親が書いたんや。読んでくれるか?」「もちろん! 読ませてもらいます」

知り合いの高砂市のうどん屋のご主人から、こんな話を聞かされて本を頂きました。読んでびっくり。孫娘の優希ちゃんのひたむきな想いもすごいけど、お母さんも乳がんで・・・けれど、家族が深い絆で、一生懸命生きて、生きること感謝されています(彼女は二十四時間テレビにも出演しましたので、ご覧になった方もいらっしゃるかも知れません)。

この本の収益は日本障害者ピアノ指導者研究会に寄付され、障害者のピアノ教育に役立てられています。ただ、流通はしておらず書店では手に入りません。おじいちゃんから譲ってもらって、つるぎ会館で販売しております。ご協力いただける方は、ご連絡ください。お届けします。

静夜思

愛宕大権現の祭りの日役で愛宕山に登った。標高百餘ほどの頂上からは、八鹿の市街地の大半が一望できる。ここは悪ガキ達の基地作りと八鹿高校生のデートスポットで、その節はよくお世話になったものだ(ホンマか?)。